

No. C13-04

平成 25年 9月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 この度、「保医発0731第2号」により下記検査項目について検査実施料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

● 適用日 : 平成 25年 8月 1日から適用

● 検査実施料が新設された検査項目及び内容

| 検査項目名 | 保険点数 | 判断料 | 診療報酬点数表区分 | 備考 |
|-------------|------|-----------|--------------------|---|
| マイコプラズマ抗原定性 | 150点 | 免疫学的検査判断料 | 「D012」感染症免疫学的検査の21 | ア.マイコプラズマ抗原定性はマイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ.当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 |

※ 「マイコプラズマ抗体定性(32点)」、「マイコプラズマ抗体半定量(32点)」、「マイコプラズマ抗原(170点)」と新設項目との算定条件も追加されております。

● 新設項目との条件が追加された検査項目及び内容

| 検査項目名 | 保険点数 | 判断料 | 診療報酬点数表区分 | 備考 |
|--------------|------|-----------|--------------------|--|
| マイコプラズマ抗体定性 | 32点 | 免疫学的検査判断料 | 「D012」感染症免疫学的検査の4 | 「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 |
| マイコプラズマ抗体半定量 | | | | |
| マイコプラズマ抗原 | 170点 | 免疫学的検査判断料 | 「D012」感染症免疫学的検査の23 | 「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 |